新型コロナウイルス感染症 対策のお願い

申告会場では、感染症拡大防止のため、定期的な 換気、職員のマスク着用、手洗い、アルコール消毒 を実施しています。来場される方もマスクの着用、 検温、手指の消毒にご協力ください。

▶次のいずれかに当てはまる方は来場を お控えください

- ○発熱、咳、喉の痛み、息苦しさ、だるさなどの症 状がある方
- ○同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染 の疑いがある方
- ○過去2週間以内に、感染が拡大している地域・海 外を訪問した方

▶混雑の緩和にご協力ください

- ○医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」 に必要事項を記入し、申告書への添付が必要です。 必ず事前に自宅で作成してお持ちください。
- ○市県民税・国民健康保険税の申告書は、郵送でも 提出できます。なお、所得税の確定申告書は、所 轄の税務署にご提出ください。

▶確定申告書は自宅でも作成できます

などで提出することもできます。

国税庁ホームページ (https://www.keisan.nta. go.jp/)の「確定申告書等作成コーナー」では、画 面の案内に従って入力するだけで申告書を作成でき ます。作成した申告書は、e-Taxを利 用して送信できるほか、印刷して郵送

▼申告に必要なもの

□ 個人番号を確認できる書類および 本人確認書類

マイナンバーカードまたは通知カードと免許証など

- □ 税務署から届いた 「令和2年分確定申告のお知らせ」はがき
- □ e-Tax (国税雷子申告納税システム) 利用者識別番号(ID)・パスワード ※税務署から交付されている方のみ
- □ 扶養親族などとして申告する人の 個人番号が分かるもの

□ 収入 (所得) を証明する書類

- ○令和2年中に支払いを受けた給与・公的年金・配 当などの源泉徴収票、支払調書、支払証明書など
- ○収支内訳書とその立証資料(営業・農業・不動産 所得のある方)

□ 控除を証明する書類

- ○生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ○国民健康保険料などの支払証明書
- ○医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方) ※必ず事前に自宅で作成してお持ちください
- □ 印鑑(認印でも可)
- □ 申告者名義の金融機関・□座番号が 分かるもの

所得税の還付が生じた際に必要です

申告が不要な方

受付期間 2月16日火)▶3月15日(月)

市県民税(住民税)の申告は、市県民税や国民健康

保険税の算出基礎になるものです。申告しないと、各

種控除や国民健康保険税の軽減措置などが受けられな

い、または各種証明書などが発行できない場合があ

市県民税。国民健康

○税務署で所得税の確定申告をする方

ます。忘れずに申告してください。

- ○収入が年末調整をした給与のみの方
- ○年金収入のみで、その金額が次に当てはまり、かつ、 所得税が源泉徴収されていない方

65歳未満…98万円以下 65歳以上…148万円以下 (年齢は令和3年1月1日現在)

※年金収入のみで確定申告が不要な方も、市県民税の申 告をすることで市県民税額が下がる場合があります。

申告が必要な方

令和3年1月1日現在、西条市に住所があり、前年中 に次の項目に当てはまる方

- ○営業・農業・不動産(地代・年貢などを含む)・日雇 い・アルバイトなどの収入があった方
- ○給与所得者で、給与以外の収入があった方、2カ所以 上から給与を受けている方
- ○年末調整で受けたもの以外の控除(医療費控除や寄付 金控除など)があった方
- ○生命保険満期などの受取金・生命保険契約に基づく年 金 (個人年金)・配当金などがあった方
- ○収入がなかった方
- ※持続化給付金、雇用調整助成金、「西条市頑張ろう! 小規模事業者・農林水産事業者応援給付金しなどを受 給した個人事業主は、事業収入としての申告が必要で す。(特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付 金は非課税所得のため申告の必要はありません)

市役所では受け付けできない方

(税務署への申告が必要な方)

○青色申告をする方

TR 225 225 25 WATER STREET

の申告はお忘れなく

- ○土地や株式の譲渡所得があった方
- ○住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ○上場株式などに係る配当・譲渡所得などや、その損失 ・繰越控除を申告される方
- ※確定申告書第二表「住民税に関する事項」への記入漏 れ(16歳未満の扶養親族氏名、住民税の徴収方法の選 択、配当・譲渡割額、寄付金控除額など) がないよう ご注意ください。必要事項の記入漏れや、提出の期限 を過ぎた場合、住民税に反映されないことがあります。

伊予西条税務署の申告会場開設期間

- 2月16日(火)~3月15日(月)の平日
- 8時30分~16時(相談開始は9時~)
- ○会場へ入るには「**入場整理券**」が必要です。整理
- 券は、会場で当日配付またはオンラインで事前発 行します。LINEアプリで国税庁 アカウント (右二次元コード) を

友だち追加してください。 ※入場整理券の配付状況に応じて、

後日の来場をお願いすることもあります。

※自宅で申告書を作成できる国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」もご利用ください。

○会場内では、マスクの着用をお願いします。

問合せ 伊予西条税務署 個人課税部門 TEL0897-56-3290

申告と一緒に、マイナンバーカードを作りませんか!

申告会場で、マイナンバーカードの申請を行えます。申請に必要な顔写真の撮影も無料で行います。 カードはご自宅に郵送するので、市役所に来ることなくカードを作成できます。

場所 西条地域の申告会場 (飯岡・神戸・玉津・加茂・大保木公民館、スポーツコミュニティセンター)

日時 各申告会場のスケジュールと同じ(次ページ参照)

必要なもの ○マイナンバーの通知カード(紛失された場合は紛失届を提出いただきます)

○交付申請書(ある方) ○住民基本台帳カード(ある方) ○本人確認書類※ ※次のAの中から1点またはBの中から2点必要です。

通知カードをお持ちでない場合は、Aから2点またはAとBから各1点ずつが必要です。

A: 顔写真があるもの

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、療育手帳など

B: 顔写真がないもの

健康保険証、介護保険被保険者証、年金証書、年金手帳、医療受給者証、学生証など **問合せ** ○制度について 市庁舎本館4階 政策企画課 TEL0897-52-1527

○申請について 市庁舎新館 1 階 市民生活課 16.0897-52-1211



カードの申請は

市庁舎·各総合支所

各地域別 申告受付日時

西条地域

	日程	対象地区	時間	会場
2 月	16⊟(火) 17⊟(火)	飯岡	9:00~12:00 13:00~15:00	飯岡公民館
	18日休) 19日金)	神戸		神戸公民館
	22日(月)	玉津		玉津公民館
	24日(水)	加茂	9:00~11:00	加茂公民館
		大保木	13:00~15:00	大保木公民館
	25日(木)	橘	9:00~12:00 13:00~15:00	スポーツコミ
	26日金	氷見		ュニティセン ター(西条西
3月	1 日(月)	氷見、禎瑞	13.00 - 13.00	部公園内)
, ,	2 日(火)			
	3 日(水)	大町		
	4 日(木)			
	5日金			
	8日(月)	神拝	8:30~12:00 13:00~16:00	市庁舎本館 5階 大会議室
	9日(火)			
	10日(水)			/_ii_
	11日(木)	西条		
	12日金			
	15日(月)	市内全地区		

東予地域

	日程	対象地区	時間	会場
2 月	16日(火)	楠河地区(河原津、 河原津新田)	9:00~12:00 13:00~15:00	
	17日(水)	楠河地区 (楠)		
	18⊟休)	三芳地区		
	19日金	庄内地区		
	22日(月)	多賀地区(三津屋)	8:30~12:00 13:00~16:00	東予総合支所3階
	24日(水)	多賀地区(北条)		
	25日休)	国安地区(高田、桑村)		
	26日金	国安地区(国安、新市)		
3月	1 日(月)	吉井地区		
月	2 日(火)	周布地区		
	3 日(水)	吉岡地区		
	4 日休	壬生川地区 (壬生川、大新田)		
	5日金	壬生川地区(明理川、 円海寺、喜多台)		
	8 日(月)	三芳・楠河地区		
	9 ⊟巛	多賀・壬生川地区		
	10⊟(水)	庄内地区		
	11日休	周布・吉井地区		
	12日金	吉岡・国安地区		
	15日(月)	市内全地区		

丹原地域

	日程	対象地区	時間	会場
2 月	16日(火)	鞍瀬、明河、千原 楠窪、臼坂	8:30~12:00 13:00~16:00	丹原総合支所2階
	17日(水)	田滝、田滝前 徳能出作、古田新出		
	18⊟休)	古田		
	19日金	高知、徳能		
	22日(月)	長野		
	24日(水)	田野上方、北田野		
	25日休)	高松、川根		
	26日金	関屋、湯谷□、寺尾		
3月	1 日(月)	来見		
尸	2 日(火)	石経、志川、明穂		
	3 日(水)	今井		
	4日休 5日金	久妙寺、南部		
	8日(月)9日(火)	池田		
	10⊟(水)	丹原		
	11日休	願連寺		
	12日金) 15日(月)	市内全地区		

小松地域

	日程	対象地区	時間	会場
2月	16日(火)	安井、明穂	9:00~12:00 13:00~15:00	石根公民館
	17日(水)	妙□原、都谷		
	18⊟(木)	西大頭、中大頭、東大頭		
	19日金	妙口上、妙口下 大郷、湯浪		
	22日(月)	一本松		小松総合支所 4階大会議室
	24日(水)	北川、石鎚、石鎚団地		
	25日(木)	岡村、藍刈		
	26日金	駅前、新宮、藤木		
	1日(月)2日(火)	旧藩、御殿、東町、横町 本町、旭町、坂の下		
	3 日(水) 4 日(木)	新屋敷、一之宮団地		
	5 日金 8 日月	川原谷、舟山		
	9日(火) 10日(水)	南川、大開		
	11日休	中町、西町、北町 宝来町、玉河町		
	12日金) 15日月)	市内全地区		

申告受付期間中の注意

- ○12時~13時の間は受け付けを休止します。会場により受付時間が異なるのでご注意ください。
- ○お住まいの地区の日程で都合がつかない場合は、別の会場でも申告できます。
 - ※ただし、2月24日例の西条会場は、加茂・大保木地区以外の方の申告受付はできません。
- ○期間中は、税務担当職員が各会場に出向くため、市庁舎・各総合支所の税務窓□での申告受付はできません。

問合せ ○市庁舎本館 2 階 市民税課 TeL0897-52-1317 ○東予総合支所 総務課税務係 TeL0898-64-2700

○丹原総合支所 総務課税務係 TeL0898-68-7300 ○小松総合支所 総務課税務係 TeL0898-72-2111